

# 鶴岡食文化ロゴ使用管理要綱

## 1 目的

この要綱は、鶴岡食文化創造都市の推進のために鶴岡市が作成した鶴岡食文化ロゴ（以下「ロゴ」という。）の適正な使用に関し必要な事項を定めることにより、ユネスコ食文化創造都市・鶴岡の取組に係る周知と発信に寄与することを目的とする。

## 2 ロゴの表示について

ロゴの表示及び使用方法は、この要綱に定めるものほか、別記「鶴岡食文化ロゴ表示マニュアル」（以下「表示マニュアル」という。）のとおりとする。

## 3 使用承認及び管理を行う機関

ロゴの使用承認及び管理業務は、鶴岡食文化創造都市推進協議会（以下「協議会」という。）が行う。

## 4 使用承認申請

- (1) ロゴを使用しようとする者は、あらかじめ協議会の会長（以下「会長」という。）に対し、「鶴岡食文化ロゴ使用承認申請書」（別記様式1。以下「申請書」という。）を提出し、その承認を受けなければならない。ただし、表示マニュアルに従って使用する者であって、次項各号のいずれにも該当せず、かつ、次のいずれか該当する場合はこの限りでない。
- ア 鶴岡市又は鶴岡食文化創造都市推進協議会が使用する場合。
  - イ 協議会の構成員が鶴岡食文化創造都市の推進のために使用する場合。ただし、営利事業に使用する場合を除く。
  - ウ 個人が鶴岡市又は鶴岡食文化に関する非営利の情報発信をするために使用する場合
- (2) 会長は、申請書を提出せずにロゴを使用している者について、前号ただし書に該当しない場合は申請書を提出するよう指示するものとする。

## 5 使用承認の制限

会長は、次の各号のいずれかに該当するときは、ロゴの使用を承認しない。

- (1) 法令又は公序良俗に反するものと認められるとき。
- (2) 特定の政治的、思想的又は宗教的主張を表現したものに使用されると認められるとき。
- (3) 鶴岡市暴力団排除条例（平成24年鶴岡市条例第6号）第2条第1号に規定する暴力団を利用するおそれがあると認められるとき。
- (4) ロゴを使用しようとする者固有の標章であるとの誤解を与えるおそれがあると認められるとき。
- (5) 鶴岡市及び鶴岡食文化の信用又は品位を害するおそれがあると認められるとき。
- (6) 鶴岡食文化創造都市推進の取組の意義を損ない、又は取組の正しい周知若しくは理解の妨げになるおそれがあると認められるとき。
- (7) その他、会長が不適当であると認めたとき。

## 6 使用承認

- (1) 会長は、第4項の申請書に基づきロゴの使用を承認するときは、申請書を提出した者に対し、「鶴岡食文化ロゴ使用承認書」(別記様式2)を交付する。
- (2) 会長は、前項の使用の承認の際、必要な条件を付すことができる。

## 7 使用期間

ロゴの使用期間は、承認した使用開始年度の翌々年度末とする。

## 8 使用料

ロゴの使用料は、無料とする。

## 9 使用者の責務

ロゴの使用に関する事故又は苦情が発生した場合の責任は、現にロゴを使用している者(以下「使用者」という。)に帰するものとし、使用者は、誠意をもって必要な措置を講じなければならない。

## 10 使用状況の調査

会長は、使用者に対し、ロゴの使用状況について必要に応じて報告を求め、又は検査を行うことができる。

## 11 使用承認の取り消し

会長は、使用者が次の各号のいずれかに該当した場合は、ロゴの使用承認を取り消し、使用的停止を命じるとともに、ロゴが使用された物品等の回収を命じることができる。

- (1) 第5項各号のいずれかに該当すると認められるに至ったとき。
- (2) この要綱の既定に違反したとき。
- (3) 使用承認申請に虚偽があることが判明したとき。
- (4) その他使用承認の取り消しが適当と会長が認めたとき。

## 12 免責

使用者又は使用者であった者は、この要綱の規定に基づく処分によって直接又は間接に生じた損失を鶴岡市又は協議会に請求することができない。

## 13 その他

この要綱に定めるもののほか、必要な事項又は疑義が生じた事項については、協議会が鶴岡市と協議のうえ決定する。

## 附 則

この要綱は、平成27年5月1日から施行する。

この要綱は、令和3年5月13日から施行する。

この要綱は、令和4年3月24日から施行する。

## 鶴岡食文化ロゴ表示マニュアル

鶴岡食文化ロゴ（以下、「ロゴ」という。）の使用にあたり、表示の方法について下記のとおりとします。

### 1 ロゴの形状

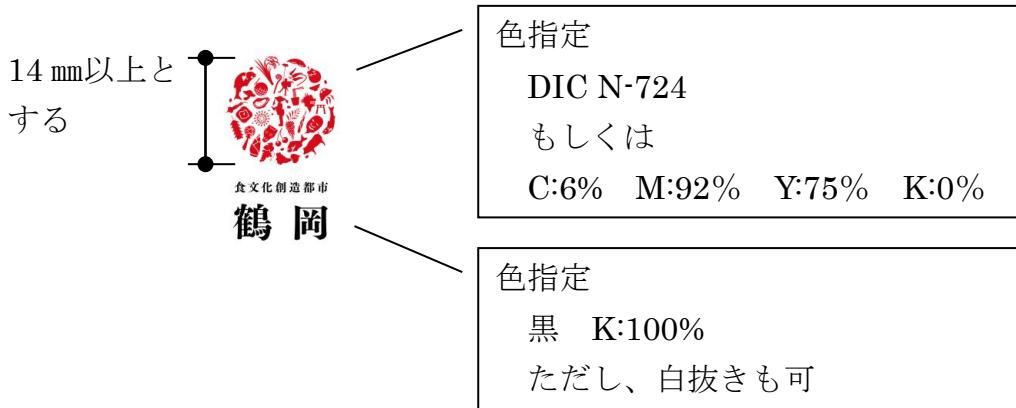
（1）ロゴはシンボルマーク（以下「マーク」という。）と文字で構成されており、その組み合わせは下図 A-1～C-3 の 7 種類です。

A-1 和文縦	A-2 和文横
 食文化創造都市 <b>鶴岡</b>	 食文化創造都市 <b>鶴岡</b>
B-1 和英縦	B-2 和英横
 食文化創造都市 <b>鶴岡</b> City of Gastronomy TSURUOKA	 食文化創造都市 <b>鶴岡</b> City of Gastronomy TSURUOKA
C-1 英文縦①	C-2 英文縦②
 <b>TSURUOKA</b> CITY OF GASTRONOMY	 CITY OF GASTRONOMY <b>TSURUOKA</b>
C-3 英文横	
 CITY OF GASTRONOMY <b>TSURUOKA</b>	

- (2) ロゴは一体として使用するものとし、ロゴの一部のみを使用することはできません。
- (3) ロゴの縦横の比率は変更できません。また、縮小する場合、マークの部分は直径 14 mm以上にしてください。
- (4) マークや文字部分の形状を変更したり加工したりすることはできません。

## 2 ロゴの色

- (1) マークの色は特色刷 DIC N-724 もしくは 4 色刷 C:6%、M:92%、Y:75%、K:0 とします。ただし、これによりがたい場合はなるべく近い色を使用してください。  
なお、モノクロ印刷の場合等に限り、黒色の使用も認めます。
- (2) 文字部分は黒色（スミ単色刷 K:100）とします。ただし、背景の色によって白抜きを使用することもできます。



## 3 ロゴのデータ

鶴岡食文化創造都市推進協議会が管理するデータ入手し使用してください。